

法科大学院基準

財団法人大学基準協会

## 凡 例

本基準において、関連法令等を以下のように略した。

- 「学 教 法」：学校教育法
- 「連 携 法」：法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
- 「学教法施規」：学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）
- 「大 学」：大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）
- 「大 学 院」：大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）
- 「専 門 職」：専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）
- 「告示第 53 号」：平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）

## 法科大学院基準について

(1) 法科大学院基準は、大学基準協会が法科大学院の認証評価機関として法科大学院の認証評価を行うために設定されたものである。

(2) 大学基準協会は、大学が適切な水準の維持・向上を図るための指針として、同時に大学基準協会が行う大学評価の基準として「大学基準」をはじめ諸基準の設定・改定を行ってきた。

法科大学院基準は、大学基準を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

(3) 法科大学院基準は、以下の10の大項目で構成されている。

1 理念・目的及び教育目標	6 施設・設備、図書館
2 教育の内容・方法・成果等	7 事務組織
3 教員組織	8 管理運営
4 学生の受け入れ	9 点検・評価等
5 学生生活への支援	10 情報公開・説明責任

(4) 基準の各大項目は、「本文」及び「評価の視点」並びに「留意事項」で構成されている。

「本文」は、法科大学院制度の趣旨を考慮した上で、それぞれの法科大学院が自ら掲げる理念・目的を実現し、教育目標を達成するために各大項目において最も基本的な事項について大綱的に定めたものである。

「評価の視点」は、二つの機能を有する。第一に、評価を受ける法科大学院にとっては、自己点検・評価の円滑な実施と法科大学院における教育研究活動の改善に資するためのものとして、第二に、評価者である大学基準協会にとっては、文字通り評価を行う際の視点としての役割を果たすものである。

「留意事項」は、各法科大学院において本協会の法科大学院認証評価を申請するに当たり、法科大学院基準に基づき点検・評価をする際に留意するとともに、本協会において認証評価を行う際に留意するものである。なお、「留意事項」は、「評価の視点」に付記している。

「評価の視点」は、以下の2段階に分かれている。

## 【レベルⅠ】

### 法科大学院に必要とされる最も基本的な事項

ここでは、それぞれの法科大学院が法科大学院の制度目的並びに各法科大学院固有の理念・目的及び教育目標の実現のために、カリキュラム編成及び授業科目の開設状況、入学定員に対する入学者数、専任教員数及び専任教員1人当たりの学生数、施設・設備の充実度など、学生の学習環境や教員の教育研究条件等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価が行われる。

【レベルⅠ】に関わる事項のうち、

- は法令等の遵守に関する事項である。原則として、「評価の視点」の後に（ ）で根拠となる法科大学院関連法令の名称と該当条文を示している。  
ただし、法科大学院の設置に際して、その問題性ゆえに設置不認可とされた事項ないしそれと同等とみなしうる事項については、必ずしも根拠となる法令を示していない場合がある。  
●を付した「評価の視点」に問題がある場合は、「勧告」<sup>(※)</sup>を付す。なお、「勧告」とはいえないが、法科大学院の一層の改善を促す必要がある場合は、以下のレベルⅡと同様に「問題点」<sup>(※)</sup>を付す。
- は大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項である。  
この事項に問題がある場合は、「問題点」を付す。なお、重大な問題がある場合は、「勧告」を付す。

## 【レベルⅡ】

法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項

法科大学院は、その理念・目的の実現及び教育目標の達成のために払っている努力とその効果について、点検・評価の結果を明らかにすることが必要である。

加えて、理念・目的の実現及び教育目標の達成のために、法科大学院が行っている固有の特色ある取組みについても積極的な点検・評価を行うことが求められる。

ここでは、レベルⅠの視点に加えて、法科大学院の理念・目的及び教育目標の達成度や努力の成果を検証する視点からの評価が行われる。すなわち、理念・目的及び教育目標の実現に向けてどれだけ有効な活動を行っているかに焦点をあてた評価や、教育上の成果から法科大学院の理念・目的及び教育目標の達成度や努力の成果を検証する視点からの評価がこれに当たる。

【レベルⅡ】に関わる事項のうち、理念・目的の実現及び教育目標の達成のために払っている努力の状況及びその成果並びに特色ある取組みについて、

- ・ 不十分である
- ・ 制度化とその制度の運用が不十分である

場合は、「問題点」を付す。

また、

- ・ 努力の成果が十分上がっている
- ・ 制度が整い、十分機能している

場合は、「長所」を付す。

◆レベルⅠとⅡを簡単に表にまとめると以下のようなになる。

評価の視点 のレベル	評価の視点に関わる事項	評価
レベルⅠ◎	法令等の遵守に関する事項	勧告（ただし、状況によっては問題点）
レベルⅠ○	大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項	問題点（ただし、重大な問題がある場合は勧告）
レベルⅡ○	法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項	問題点、長所

(※) 法科大学院の認証評価の結果は、「勧告」の状況を総合的に判断し、教育の質に重大な欠陥が認められた場合は、認定を否とし、これに当たらない場合は、認定を可とする。

認証評価結果に付される提言のうち、「勧告」は、法科大学院に対して、改善計画を立て、速やかにその具体的な措置を講じることを求める事項について付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書では改善完了結果を報告することが義務づけられる。

これに対して、「問題点」は、法科大学院の改善を一層促進させることを目的に付されるものであり、2年後に提出を求める改善報告書ではその対応状況について報告することが義務づけられる。

# 法科大学院基準

平成 17 年 1 月 27 日決定

平成 22 年 9 月 3 日改定

平成 23 年 4 月 22 日改定

## 1 理念・目的及び教育目標

法科大学院制度の目的は、専門的な法律知識、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力、法律に関する実務の基礎的素養、幅広い教養、豊かな人間性並びに高い職業倫理等を備えた法曹を養成することにある。法科大学院は 21 世紀の社会において司法に期待される役割を十全に果たすための人的基盤の確立という重要な使命を担っている。

法科大学院は、この制度目的・使命を踏まえ、固有の理念・目的及び教育目標を掲げ、その実現に向けて教育研究活動を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

法科大学院は理念・目的及び教育目標を学内外に広く明らかにするとともに、社会的要請の変化等を視野に入れながら、教育目標の適切性について不断に検証することが必要である。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(理念・目的 及び教育目 標)	1-1 理念・目的及び教育目標は、明確に設定されているか (「大学院」第 1 条の 2)。	◎	
	1-2 理念・目的及び教育目標は、法科大学院制度の目的に適 っているか(「連携法」第 1 条)。	◎	
	1-3 理念・目的及び教育目標は、教職員、学生等の学内の構 成員に周知されているか。	○	

	1-4 理念・目的及び教育目標は、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか(「学教法施規」第172条の2)。	◎	
(教育目標の 検証)	1-5 教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	○	



## 2 教育の内容・方法・成果等

法科大学院の教育課程は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、適切に編成されなければならない。教育課程の編成に当たっては、関連法令等を遵守し、法科大学院制度の目的及び各法科大学院固有の教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。また、法曹としての職業倫理及び基礎的技能等の涵養のために、理論的かつ実践的な教育を適切に実施することが必要である。

法科大学院が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育方法を整備すること、とりわけ、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

単位認定及び課程修了認定に当たっては、法科大学院制度の目的を踏まえ、その基準を適切に設定するとともに、これを厳格に運用する必要がある。

法科大学院は、教育研究活動を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、法曹を含む法科大学院修了者の進路に関する情報を把握し分析することによって教育内容・方法等の改善を図り、恒常的に改善努力を行うことが必要であり、また、そのために、これを行う組織的な体制を整備することが必要である。

### (1) 教育課程等

#### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(教育課程の編成)	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。	◎	

	<p>2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第2条）。</p> <p>2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第5条第2項）。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 修了要件総単位数のうち、修得すべき法律基本科目の単位数の比率に関しては、およそ60%程度とする。また、60%を超える場合（70%を上回らないものとする。）、法律基本科目に傾斜した課程編成になっていないかに留意する。</p> <p>(2) 修了要件総単位数のうち、法律実務基礎科目の単位数の比率に関しては、少なくともおよそ10%開設されているかに留意する。</p> <p>(3) 修了要件総単位数のうち、基礎法学・隣接科目の単位数の比率及び展開・先端科目の単位数の比率に関しては、上記の法律基本科目における修得すべき単位数との関係で、その比率が極端に低く、偏りが生じていないかに留意する。</p> <p>2-4 カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されているか。</p> <p>2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>授業内容が司法試験の答案練習等を中心とし、知識の蓄積・再生の訓練が大半を占めていないかに留意する。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p>
--	--	-------------------------------------

<p>(単位及び授業期間の設定)</p>	<p>2-6 各授業科目の単位数が、授業の方法、教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、適切に設定されているか(「大学」第21条)。</p> <p>2-7 1年間の授業期間が、定期試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとして適切に設定されているか(「大学」第22条)。</p> <p>2-8 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行われているか(「大学」第23条)。</p> <p><b>【留意事項】</b> 集中講義等、これらの期間より短い特定の期間において授業を行う場合には、評価の視点2-8に記したのと同等の学習量が確保されているか、また、教育上特別の必要があるかに留意する。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	
<p>(法理論教育と法実務教育の架橋)</p>	<p>2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。</p>	<p>○</p>	
<p>(法律実務基礎科目)</p>	<p>2-10 法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか(「告示第53号」第5条第1項第2号)。</p>	<p>◎</p>	
<p>(法情報調査及び法文書作成)</p>	<p>2-11 法情報調査及び法文書作成を扱う科目又はその内容を含む科目が開設されているか。</p> <p><b>【留意事項】</b> 法情報調査に関しては、年度初めに行うパソコン講習等のガイダンス程度で留まっていないかに留意する。</p>	<p>○</p>	

<p>(実習科目)</p>	<p>2-12 法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。</p> <p>2-13 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p>	
<p>(実習科目における守秘義務等)</p>	<p>2-14 リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学内の規則で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。</p> <p><b>【留意事項】</b> 守秘義務については、学内の規則で規定されている義務を担保する制度が整備され、かつ、学生に周知されているかに留意する。</p>	<p>◎</p>	
<p>(特色ある取組み)</p>	<p>2-15 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育課程について、特色ある取組みを行っているか。</p>	<p>○</p>	

(2) 教育方法等

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(課程修了の要件)	<p>2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として3年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 修了の認定に必要な単位数が100単位（1年次に履修登録の上限について6単位増の措置を行っている場合、106単位）を超える場合には、特に履修上の過重な負担が生じていないか等に留意する。</p> <p>(2) 修了試験を実施している場合、その位置づけや性格を明確にするよう留意する。</p>	◎	
(履修科目登録の上限)	<p>2-17 学生が各年次において履修科目として登録することができる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第7条）。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>法科大学院における各年次の学生が履修科目として登録することができる単位数については、以下の通りとなっているか留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年次：36単位に加えて法律基本科目に当たる科目6単位の総計42単位まで</li> <li>・ 2年次：36単位まで</li> </ul> <p>ただし、法学既修者として2年次に入学した</p>	◎	

	<p>者が、法学既修者認定に際して免除科目とならなかった法律基本科目にあたる科目を修得する場合には、それらの科目を最大6単位まで加え、42単位まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年次：44単位まで</li> </ul>		
<p>(他の大学院において修得した単位等の認定)</p>	<p>2-18 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内、ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。</p>	◎	
<p>(入学前に修得した単位等の認定)</p>	<p>2-19 学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。</p>	◎	
<p>(在学期間の短縮)</p>	<p>2-20 在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（1年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。</p>	◎	
<p>(法学既修者の課程修了の要件)</p>	<p>2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超え</p>	◎	

	<p>る単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り 30 単位を超えてみ なすことができる。)に基づいて適切に設定されている か(「専門職」第 25 条)。</p>		
<p>(履修指導の 体制)</p>	<p>2-22 法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導 の体制が整備され、履修指導が効果的に行われている か。</p> <p><b>【留意事項】</b> 入学前の学習指導(入学後のカリキュラム履修の円滑さを 促進するガイダンスの程度を超えて、実質的には入学後の カリキュラムの一部として実施すべきものを前倒しして 実施しているもの)を実施している場合、その実施規模(期 間や回数、実施時間)や内容(入学前倒しでの授業、配付 している資料が司法試験の問題等を使った指導)に留意す る。</p>	○	
<p>(学習相談体 制)</p>	<p>2-23 オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方 法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行わ れているか。</p> <p>2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシス タント等による相談体制が整備され、学習支援が適切 に行われているか。</p> <p>2-25 正課外の学習支援(法科大学院以外の組織における活 動であって、法科大学院が関与し法科大学院の学生が 参加するものを含む。)が、過度に司法試験受験対策に 偏する内容となり、法科大学院制度の理念に反するも のとなっていないか。</p>	○   ○	○

	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>過度な司法試験受験対策に該当するものには、多様な形態が存在すると考えられるが、以下はその例示である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正課に影響を及ぼすほどの実施内容及び規模に当たる弁護士ゼミ、答案練習会等、また、それらに法科大学院の教員の関与や組織的な関与が見られるもの</li> <li>・春季及び夏季休暇期間等であっても、実施内容が司法試験の答案練習等を中心とし、知識の蓄積・再生の訓練が大半を占めているもの</li> <li>・法科大学院以外の組織（法学部や法曹養成関連の研究所等）であっても、答案練習会等を実施している組織・活動に、法科大学院が積極的に関与・勧誘することによって、法科大学院の学生が参加しているもの</li> </ul>		
<p>（授業計画等の明示）</p>	<p>2-26 法曹として備えるべき基本的素養の水準を踏まえた授業の内容・方法及び1年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第1項）。</p> <p>2-27 授業はシラバスに従って適切に実施されているか。</p>	<p>◎</p> <p>○</p>	
<p>（授業の方法）</p>	<p>2-28 授業科目に相応して、双方向又は多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第8条）。</p> <p>2-29 授業方法が過度に司法試験受験対策なものとなり、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>過度な司法試験受験対策に該当するものには、多様な形態が存在すると考えられるが、授業内容との連続性・体系性を欠いた論述指導ないし短答式試験問題を活用した指導に偏するものはその一例である。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	



<p>(授業を行う 学生数)</p>	<p>2-30 効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）を少人数とすることを基本としているか（「告示第 53 号」第 6 条第 1 項）。</p> <p>2-31 法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数（授業を受講するすべての学生をいう。）が法令上の基準（50 人を標準とする。）に従って適切に設定されているか（「告示第 53 号」第 6 条第 2 項）。</p> <p><b>【留意事項】</b> 法律基本科目のクラス・サイズについて、1 クラスの学生の履修登録が 50 名を超える場合、その状態が、複数の科目及びクラスで発生しているか、経年的に発生しているかに留意する。</p> <p>2-32 個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p>	
<p>(成績評価及 び修了認定)</p>	<p>2-33 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第 10 条第 2 項）。</p> <p><b>【留意事項】</b> 成績評価方法について、客観的で合理的な成績評価の基準があらかじめ定められ、明示されていることに留意する。</p> <p>2-34 学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第 10 条第 2 項）。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>	

	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 評価の視点2-34 から評価の視点2-36 では、学生が授業に相当回数出席していることを前提に単位を付与することに留意する。また、出席していること自体を加点事由としないということにも留意する。</p> <p>(2) 成績分布割合の設定について、あらかじめ学生に対して明示した基準に照らして、“A”ないし“優”相当の評価を受ける者の数が多すぎないか、一方で“不可”となる者の数が少なすぎないか等の点に留意する。また、段階分けを細かくすること（例：Aだけでなく、A+やA-を認める。）により、成績評価やGPA値の引き上げ操作等が行われていないかに留意する。</p>		
(再試験及び追試験)	<p>2-35 単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。</p> <p>2-36 学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。</p>	○	○
(進級制限)	<p>2-37 1年次修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。</p> <p>2-38 進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。</p>	○	○

<p>(教育内容及び方法の改善)</p>	<p>2-39 教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。</p> <p>2-40 FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。</p> <p><b>【留意事項】</b> 科目間の成績評価基準の差異が著しい場合、その改善に向けた取組みがなされているかに留意する。</p> <p>2-41 学生による授業評価が組織的に実施されているか。</p> <p><b>【留意事項】</b> 授業評価の実施範囲については、全科目を対象とすることを原則とする。また、実施回数については、専任教員のみならず全教員の担当する科目においては、開講期間中に少なくとも1回は実施されているかに留意する。</p> <p>2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。</p> <p><b>【留意事項】</b> (1) 授業評価結果の公表範囲について、学生に対して少なくとも全体的な傾向を示した集計結果が公表されているかに留意する。 (2) 授業評価アンケートの回収率が低い場合、その改善への取組みを行っているかに留意する。 (3) 授業評価アンケート結果を組織的に反映しているかに留意する。</p>	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>
----------------------	---	-------------------------------------	-------------------

(特色ある取組み)	2-43 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育方法について、特色ある取組みを行っているか。		○
-----------	---	--	---

### (3) 成果等

#### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(教育効果の測定)	<p>2-44 法科大学院固有の教育目標及び将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 当該評価の視点は、評価の視点2-1及び2-26とは異なり、「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」に即した教育効果の達成状況を測定する仕組みが整備されているか否か、その設定・実施体制が適切であるか否か等を評価するものである。つまり、評価の視点2-1及び2-26が、教育内容の基本枠組みが決定され、かつ明示されており、それが法曹としての基本をカバーしているか否かを評価するのに対し、ここでは、授業科目ごとに教えるべき内容及び自習すべき内容がより具体的に決定され、かつ適切に実施されているか否かに留意する。</p> <p>(2) 「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」は、将来法曹として必要とされる知識・能力を考慮するという意味では、おのずと共通となる一定の枠組みがあろうが、本来、各法科大学院がそれぞれ独自に設定することが予定されているものである。したがって、具体的な教育目標の画一性は要求されておらず、将来の法曹としての基本的素養にふさわしいものであれば、法科大学院による多様性があり、創意工夫がなされることは、むしろ当然のことである。</p>	○	

	<p>(3) ただ、評価の視点2-44においては、各法科大学院がそれぞれ独自に定めた「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」は、2010（平成22）年9月に「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究班」が公表した「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」の水準と同等又はそれ以上であるか否かに留意したうえで評価するので、内容的に同一である必要はないが、同程度以上のレベルであることに留意する。</p> <p>ただし、「共通的到達目標モデル（第二次案修正案）」と各法科大学院がそれぞれ独自に定めた「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」の対応を項目ごとにチェックするような評価を行うわけではないので、各法科大学院はそれぞれ一定の自由度をもって「将来法曹となる者として備えるべき基本的素養の水準」を定めてさしつかえない。</p>		
<p>（司法試験の合格状況を含む修了者の進路等の把握及び公表）</p>	<p>2-45 司法試験受験者数及び合格者数並びに標準修業年限修了者数及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結び付いているか。</p> <p>2-46 修了生の法曹以外も含めた進路を把握する体制を整備しているか。</p> <p>2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等を、社会に対して公表しているか。</p>	<p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>（特色ある取組み）</p>	<p>2-48 理念・目的及び教育目標の達成のため、教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色ある取組みを行っているか。</p>		<p>○</p>

### 3 教員組織

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置しなければならない。また、法科大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するに十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めなければならない。

法科大学院は、教員の学問的創造性を伸張し、十全な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、恒常的に教育方法を改善し向上させることができるよう、支援体制を整備しなければならない。また、法科大学院は、教員組織が有効に機能しているか否かについて不断に検証し、その改善・向上に努めなければならない。

#### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(専任教員数)	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名）を遵守しているか（「告示第53号」第1条第1項）。	◎	
	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。）。	◎	
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	◎	

<p>(専任教員としての能力)</p>	<p>3-4 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</li> <li>2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</li> <li>3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</li> </ol> <p>(「専門職」第5条)</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 研究者教員に関しては、以下の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業科目担当能力の審査については、おおむね5年以上の教育経験（大学及び大学院において当該分野の科目を担当する非常勤講師の期間を含む。）と、当該科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する最近5年間の研究業績があることを基本とする。</li> <li>ただし、上記の研究業績判定に際し、教育用の判例解説程度とみなされるものは、研究業績に含めない。</li> <li>また、教育経験期間の算定に当たっては、常勤教員の場合には、留学期間をこれに含める。</li> <li>このほか、かつて実務家であった者が、研究者教員として所属している場合には、教育経験が上記期間に満たないときであっても、実務経験期間を併せ考慮することができる。</li> <li>・ 教育経験年数の少ない研究者教員については、教育経験不足を補うような高度の法学専門教育能力を示す研究業績（課程博士又は論文博士の学位やそれに準じる論文・著作等）がある場合には、担当科目等を考慮して、おおむね5年以上の教育経験を一定程度緩和（4年程度）することもあり得る。</li> </ul> <p>(2) 実務家教員に関しては、以下の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業科目担当能力の審査については、民法・刑法などの</li> </ul>	<p>◎</p>
---------------------	---	----------



	<p>法律基本科目や理論的・体系的性質の強い科目を担当する場合、当該科目の学術論文・著作等だけでなく、隣接分野での論文・著作等をも含めて、その担当能力を示す研究業績（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む。）の有無を中心に判定する。</p> <p>ただし、実務家教員が手続法科目を担当する場合には、その科目の性質上、教育上・職務上の経歴・実績をより重視する。</p> <p>なお、実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、その担当部分について判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務家教員が実務科目を担当する場合、担当科目と実務経験との関連が認められるか否かを中心に判定する。</li> <li>・現在、大学の専任教員となっている元実務家を実務家として認定するためには、実務をやめてから5～10年以内であることを要する。5～10年のどの程度で可とするかは、それ以前の実務経験の長さを考慮する。</li> </ul>		
（実務家教員）	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	◎	
（専任教員の分野構成、科目配置）	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）4名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	◎	

	<p>3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 法律基本科目について、80%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。</p> <p>(2) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、20%前後は専任教員が担当しているかに留意する。ただし、法科大学院の規模などを考慮する。</p> <p>3-8 法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。</p>	◎	
(専任教員の構成)	<p>3-9 専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか(「大学院」第8条第5項)。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>年齢構成のバランスについて、著しい偏りがないかに留意する。例えば、65歳以上の教員が全体の50%を超えるような場合はこれにあたる。</p> <p>3-10 専任教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。</p>	◎	○
(専任教員の後継者の補充等)	<p>3-11 専任教員の後継者の養成又は補充等について適切に配慮しているか。</p>		○

<p>(教員の募集・任免・昇格)</p>	<p>3-12 教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められているか。</p> <p>3-13 教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。</p>	<p>○</p> <p>○</p>	
<p>(教員の教育研究条件)</p>	<p>3-14 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする。）となっているか。</p> <p>3-15 研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。</p> <p>3-16 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。</p>	<p>◎</p> <p>○</p> <p>○</p>	
<p>(人的補助体制)</p>	<p>3-17 教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。</p>	<p>○</p>	
<p>(教育研究の評価と教育方法の改善)</p>	<p>3-18 専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。</p>	<p>○</p>	
<p>(特色ある取組み)</p>	<p>3-19 理念・目的及び教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組みを行っているか。</p>	<p>○</p>	

## 4 学生の受け入れ

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、適切な学生の受け入れ方針を定め、それに基づいて適切かつ公正に学生を受け入れなければならない。法科大学院は、教育効果を高めるために、学生の受け入れ方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

### 評価の視点

項目	評価の基準	レベル	
		I	II
(学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施)	4-1 法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的及び教育目標に即した学生の受け入れ方針を定めているか。また、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表しているか（「専門職」第20条）。	◎	
	4-2 入学者選抜に当たっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか（「専門職」第20条）。	◎	
	<b>【留意事項】</b> 法学未修者入試の際に旧司法試験の結果等、法学知識の有無が分かる資料によって配点していないかに留意する。		
	4-3 学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか（「専門職」第20条）。	◎	

(入学者選抜における競争性の確保)	4-4 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。	○	
(実施体制)	4-5 入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。	○	
(複数の入学者選抜の実施)	4-6 複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。		○
(公平な入学者選抜)	4-7 自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか(「連携法」第2条)。	◎	
(適性試験)	4-8 適性試験の結果を適切に考慮するなど入学者の適性の適確かつ客観的な評価を行っているか。また、著しく適性を欠いた学生の受け入れを行っていないか。	◎	
(法学既修者の認定等)	4-9 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか(「専門職」第25条)。  【留意事項】 (1) 法学既修者認定試験で課す科目については以下の点に留意する。 ・1年次配当の法律基本科目群の必修科目を対象とすること ・各法科大学院は、それぞれの試験科目につき適切な最低	◎	

	<p>基準点を設定すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学既修者認定試験の科目につき、憲法、民法及び刑法については、法的な文書作成能力を評価できるよう、配点の少なくとも半分以上を論述式とすること</li> <li>・憲法、民法及び刑法以外の法学既修者認定試験の科目については、論述式もしくは短答式又はその併用とすること</li> </ul> <p>(2) 憲法、民法及び刑法以外の試験科目につき、最低基準点に満たない得点の科目については、6単位を上限として認定免除科目の除外とし、入学後に科目を履修することができることに留意する。</p> <p>(3) 法情報調査等に係る科目については、適切な時期に導入教育を実施するなどの方法により、その教育が実質的に担保されるようにすべきであり、法学既修者認定試験による履修免除判定には適さないことに留意する。</p>		
(入学者選抜方法の検証)	4-10 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。		○
(入学者の多様性)	4-11 多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか(「連携法」第2条、「専門職」第19条)。	◎	
	4-12 入学者のうちに法学以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めているか。また、その割合が2割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか(「告示第53号」第3条)。	◎	

<p>(入学試験における身体障がい者等への配慮)</p>	<p>4-13 身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。</p>		○
<p>(定員管理)</p>	<p>4-14 法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数は適切に管理されているか(「大学院」第10条)。</p> <p><b>【留意事項】</b> 収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率につき、過度の超過(10%程度あるいはそれ以上)、過度の不足(30%程度あるいはそれ以上)となっていないかに留意する。ただし、ここでの収容定員とは、未修3年分の入学定員と既修2年分の入学定員とを合計した数とする。</p> <p>4-15 学生収容定員に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。</p>	◎	○
<p>(休学者・退学者の管理)</p>	<p>4-16 休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。</p> <p><b>【留意事項】</b> 休学者及び退学者の割合が、在籍学生数比で10%を超えている場合には、その事由に合理性があるか否かに留意する。</p>	○	

(特色ある取組み)	4-17 法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組みを行っているか。		○
-----------	--	--	---



## 5 学生生活への支援

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学修環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(学生の心身の健康の保持)	5-1 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
(ハラスメントへの対応)	5-2 ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	○	
(学生への経済的支援)	5-3 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
(身体障がい者等への配慮)	5-4 身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。		○
(進路についての相談体制)	5-5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。		○

(特色ある取組み)	5-6 学生が安心して学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。		○
-----------	--	--	---

## 6 施設・設備、図書館

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数等の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、法科大学院における教育研究活動に十分な図書等の資料を整備し、その有効な活用を図らなければならない。

各法科大学院は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する施設・設備を整える必要がある。

これらの施設・設備は、身体に障がいを持つ人に対しても配慮されていることが重要である。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(教育形態に即した施設・設備)	6-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか(「専門職」第17条)。	◎	
(自習スペース)	6-2 学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。  【留意事項】 (1) 自習室の座席数については、法科大学院の収容定員と同数程度の座席数が教室から近接した場所に確保されているかに留意する。  (2) 自習室の利用時間については、図書館の開館時間、学生の通学条件、安全管理等に関する方針等にも留意する。	○	
(研究室の整備)	6-3 各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。	○	

	<p><b>【留意事項】</b></p> <p>研究室の設置場所については、学生からの個別相談に応じる機会、そのためのスペース等の整備状況等に留意する。</p>		
(情報関連設備及び人的体制)	6-4 学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。	○	
(身体障がい者等への配慮)	6-5 身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。		○
(施設・設備の維持・充実)	6-6 施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。		○
(図書等の整備)	<p>6-7 図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>専用図書室でなくとも、全学的な図書館施設との距離や、学生の利便性に留意する。また、専用図書室を設置する場合、配架する図書の内容及び量（3,000冊以上）についても留意する。</p>	○	
(開館時間)	<p>6-8 図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。</p> <p><b>【留意事項】</b></p> <p>(1) 開館（室）日については、日曜も含め毎日開館（室）することを原則とする。ただし、夏季休暇・年末年始等に</p>	○	

	<p>おいては日祝日や特定日を休館（室）としてもよい。</p> <p>(2) 開館（室）時間については、授業時間を考慮し、少なくとも授業開始前及び最終授業終了後（夜間開講の場合は22時まで）の利用も可能となるよう開館（室）されているかに留意する。</p>		
（国内外の法科大学院等との相互利用）	6-9 国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。		○
（特色ある取組み）	6-10 法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組みを行っているか。		○

## 7 事務組織

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、適切な事務組織を設けるとともに、これを適正に運営しなければならない。

事務組織は、法科大学院における教育研究活動の趣旨と目的に深い理解を有する職員によって構成されることが必要である。事務組織は、教育研究組織と適切な連携協力関係を保持しつつ、法科大学院の運営に参画することが求められる。このためには、優秀な人材の確保と合理的な事務組織の構築が不可欠であり、法科大学院は、職員に求められる能力を継続的に啓発する機会の確立など適切な環境の整備に努めることが肝要である。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(適切な事務組織の整備)	7-1 法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか（「大学院」第35条）。  【留意事項】 職員の配置については、法科大学院の状況を把握する責任体制が確立されているかに留意する。	◎	
(事務組織と教学組織との関係)	7-2 管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。	○	
(事務組織の役割)	7-3 法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。		○

<p>(事務組織の機能強化のための取組み)</p>	<p>7-4 管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。</p>		<p>○</p>
<p>(特色ある取組み)</p>	<p>7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。</p>		<p>○</p>

## 8 管理運営

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、関連法令等を遵守するとともに、明文化された学内規程等に従って適切に管理運営を行わなければならない。

管理運営に関する規程等の整備とその運用に当たっては、管理運営組織の独自性・自主性、意思決定の適切性・効率性、学問研究の自律性等に十分に配慮しなければならない。

また、法科大学院の管理運営は、関係する学部・研究科や全学的諸機関との適切な連携のもとに行われることが必要である。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(管理運営体制等)	8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。	○	
	8-2 法科大学院の設置形態に関わらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。  【留意事項】 専任教員組織に意思決定の機会が制度的に保障され、かつ、その決定が制度的に尊重されているかに留意する。	◎	
(法科大学院固有の専任教員組織の長の任免)	8-3 法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	○	



<p>(関係学部・研究科等との連携)</p>	<p>8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。</p>	<p>○</p>	
<p>(財政基盤の確保)</p>	<p>8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。</p>	<p>○</p>	
<p>(特色ある取組み)</p>	<p>8-6 法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組みを行っているか。</p>		<p>○</p>

## 9 点検・評価等

法科大学院は、法科大学院制度の目的に即し、かつ、それぞれの法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成することができるよう、教育研究を適切な水準に維持するとともに、その活動を不断に点検・評価し、改善・向上に結び付けていく必要がある。また、法科大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表しなければならない。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(自己点検・評価)	9-1 自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか（「学教法」第109条）。	◎	
	9-2 自己点検・評価の結果を広く公表しているか（「学教法」第109条）。	◎	
	<b>【留意事項】</b> ホームページ等を通じて一般に公開され、自由に閲覧することが可能となっているかに留意する。		
(評価結果等に基づく改善・向上)	9-3 自己点検・評価及び認証評価の結果等を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。	○	
	9-4 自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。また、認証評価機関等からの指摘事項に対し、適切に対応しているか。	○	
(特色ある取組み)	9-5 自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組みを行っているか。		○

## 10 情報公開・説明責任

法科大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

### 評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(情報公開・説明責任)	<p>10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか(「学教法施規」第172条の2)。</p> <p><b>【留意事項】</b>            ここでいう「組織・運営と諸活動」の対象範囲については、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者</li> <li>・教育上の基本組織、学生の学習環境に関するもの(施設や設備環境、奨学金制度等)</li> <li>・教員組織、教員に関するもの(教員や職員の体制、担当教員の教育研究業績等)</li> <li>・収容定員及び在籍者数</li> <li>・入学者選抜、入学者選抜に関するもの(入学者選抜の基準・方法、志願者数、志願倍率、受験者数、合格者数、入学者数、配点基準、適性試験の平均点・最低点等)</li> <li>・標準修業年限</li> <li>・教育課程及び教育方法、教育内容に関するもの(カリキュラム、シラバス、到達目標、進級・修了基準、進級率等)</li> <li>・成績評価、進級及び課程の修了</li> <li>・学費及び奨学金等の学生支援制度</li> </ul>	◎	

	10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。	○	
	10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。		○
(特色ある取組み)	10-4 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開において、特色ある取組みを行っているか。		○